

第40回CY法務セミナー

インターネット販売時代の 新ビジネスの運送法規制と契約

申込み受付を締め切りました

2019年 **3月6日(水)** 15:00~17:00 (14:30受付開始)

【会場】 シティユーワ法律事務所ホール
(東京都千代田区丸の内2-2-2丸の内三井ビル9階)

【受講料】 無料
【定員】 70名

*恐れ入りますが、企業内弁護士を除く弁護士、学生の方のお申込みはご遠慮ください。



【セミナー内容】

1. インターネット販売が創り出す新たな販売・物流ビジネスと課題
2. 運送業界における問題とイノベーションによる解決
3. 運送関連業法の基本構造とコンプライアンスの基本
4. 車を持たない運送業者の可能性と業法規制
5. 「運ばない」運送—引渡に関する約款の作り込み
6. 全ての物がインターネットで買える時代への課題



《スピーカーより》

インターネット販売の発展により消費者の生活は便利になりました。その発展を支えたのは日本全国に張り巡らされた運送ネットワークでした。

しかし、近時の急速な荷物量の増加や、過酷な労働環境が敬遠された人材不足により、運送業界の供給能力は飽和しています。運送料の値上げや引受けを断られる場面も出てきました。そんな中で、荷物を運ぶ需要を埋めるべく、新しい技術やビジネスが生まれています。とりわけ、最終拠点から消費者の玄関先まで荷物を届ける「ラストマイル運送」に膨大なコストがかかることが運送業界の課題であることから、個人が空き時間ですぐに運送業を始められるように荷主と個人を結ぶスタートアップ、再配達を減らす技術、受取人に荷物を取りに来させる方法なども現れました。これらの新ビジネスの核心を理解するためには、まず運送業界の現状を理解し、次に横断的な業法規制や、運送業界特有のコンプライアンスの課題、顧客に荷物を届けきるために必要な契約や約款の内容を理解することが不可欠です。

また、インターネット販売は店舗や卸を代替する潜在力を有しており、事業者向け販売などにも発展する可能性があります。物を販売する全ての事業者にとって運送法と運送を取り巻く契約は重要です。運送関連法の専門家を有する法律事務所は限られていますので、この機会に是非ご参加ください。

新技術である自動運転やドローンによる配送の可能性と限界についても論じるほか、2019年4月1日施行の改正商法や2020年4月1日施行の民法改正による影響なども論じます。

《スピーカープロフィール》

弁護士 松永博彬 (まつながひろあき)

当事務所所属弁護士(パートナー)。平成19年弁護士登録、西村あさひ法律事務所に入所後、平成25年1月当事務所入所。独占禁止法、景品表示法、運送関連の商取引法及び業法、危機管理、海外依頼者向け訴訟案件等を取り扱う。米国でニューヨーク大学ロースクールにてLL.M.取得後、Hunton & Williams LLP及びShearman & Sterling LLPにて研修。平成29年米国ニューヨーク州弁護士登録。